



愛媛県報

愛媛県発行

◇ 目 次 ◇

○ 救急病院の協力申出	(医療対策課)	906
○ 知事指定薬物の指定の失効	(業務衛生課)	906
○ 解除予定保安林	(森林整備課)	906
○ 道路の区域変更（県道松山松前伊予線外）	(中予地方局管理課)	906
○ 道路の区域変更（一般国道 494 号）	(中予地方局久万高原土木事務所)	907
○ 道路の供用開始（　　　　）	(　　　　　　　　　　　)	907
○ 医師の指定	(福祉総合支援センター)	907
○ 指定医師の所在地の変更	(　　　　　　　　　　　)	907
○ 指定医師の辞退の届出	(　　　　　　　　　　　)	908

告 示

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	西 条 市	令和10年 10月31日 まで

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) N-(2-メチルフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類
【通称名】 ortho-Methylfentanyl、o-Methylfentanyl
- (2) 2-[2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-メチ

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
松山市泊町甲431の5、甲431の6、甲432の6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山松前伊予線	伊予郡松前町大字浜字今新開801番4地先から同字798番1地先まで	旧	メートル 11.8～19.2	キロメートル 0.052	
			新	14.5～30.2	0.052	
〃	八倉松前線	伊予郡松前町大字浜字今新開796番2から同字796番9まで	旧	6.7～7.2	0.014	
			新	6.7～11.0	0.014	

○愛媛県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年11月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1558番3地先から同町笠方1560番2地先まで 及び 上浮穴郡久万高原町笠方1559番3地先から同町笠方1555番2地先まで	旧	メートル 3.8～5.2	キロメートル 0.042	
			旧	4.5～6.1	0.070	
		上浮穴郡久万高原町笠方1558番3から同町笠方1560番2まで 及び 上浮穴郡久万高原町笠方1559番3から同町笠方1555番2まで	新	6.9～17.5	0.042	
			新	6.1～12.1	0.070	

○愛媛県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年11月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1558番3から同町笠方1560番2まで 及び 上浮穴郡久万高原町笠方1559番3から同町笠方1555番2まで	令和7年11月11日

○愛媛県告示第995号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和7年11月11日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由	整形外科	住友別子病院	塚原良	新居浜市王子町3番1号	令和7年11月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	消化器科、内科	消化器科久保病院	原田雅光	今治市内堀一丁目1番19号	令和7年11月1日
心臓機能障害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	栗山充仁	今治市喜田村七丁目1番6号	令和7年11月1日
肢体不自由	整形外科	愛媛県立子ども療育センター	畑利彰	東温市田窪2135番地	令和7年11月1日

○愛媛県告示第996号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和 7 年11月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
渡 部 克 哉	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	住友別子病院	新居浜市王子町 3 番 1 号	令和 7 年 10月 1 日
菅 拓 也	医療法人圭泉会菅病院	今治市南日吉町二丁目 3 番21 号	医療法人順天会放射線第一病 院	今治市北日吉町一丁目10番50 号	令和 7 年 10月 6 日

○愛媛県告示第997号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3 条第 2 項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和 7 年11月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	稲 場 翔 也	東温市志津川	令和 7 年10月 6 日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 有 紗	東温市志津川	令和 7 年10月 6 日